

都市の生物多様性指標（素案）一覧表

カテゴリー	名称	目的	定義	算定方法	評価基準	使用するデータ	
I. 都市のプロフィール							
	都市のプロフィール	指標項目（指標1～指標7）が示す状況を的確に把握するため、都市の自然的条件、社会的条件に関わる基礎情報を示す。	都市の規模、人口、都市の自然的条件・立地等の情報	都市の規模、人口に関する基礎情報、都市の自然的条件・立地を簡易に表す情報について整理する。	/	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画基礎調査（都市計画法第6条）における人口総数調査、市街地区別人口調査、気象調査 地方公共団体が独自に行う都市の規模、人口、自然的条件、立地及びその他各地方公共団体が必要とする事項に関する調査 等	
II. 指標項目							
生態系・ ハビタットの 多様性	指標1 緑地等の現況 (都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の割合)	都市において、動植物の生息地又は生育地となるポテンシャルを有する緑地等の量的な状況を示す。	動植物の生息地又は生育地となるポテンシャルを有する緑地等の都市に占める割合 ※「動植物の生息地又は生育地としてのポテンシャルを有する緑地等」とは、都市緑地法における緑地の定義「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」をはじめ、生物多様性国家戦略において動植物の生息地又は生育地として位置づけられている緑地等を示すものとする。	都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等内の緑被地・水面等の総面積が、都市計画区域面積に占める割合を以下の計算式により算定する。 【計算式】 $I_1 = (\text{都市計画区域内における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等内の緑被地・水面等の総面積}) \div \text{都市計画区域面積} \times 100$ 【留意事項】 ・都市計画区域を設定していない場合は、行政区域を対象として算定する。	A 50%以上 B 35%以上 50%未満 C 20%以上 35%未満 D 10%以上 20%未満 E 10%未満	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等が独自に行う緑被地・水面等の調査 等	
	指標2 法令等に基づき確保されている緑地等の状況 (都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する法令等による継続性のある緑地等の割合)	都市において、動植物の生息地又は生育地となるポテンシャルを有する継続性のある緑地等の量的な状況を示す。	動植物の生息地又は生育地となるポテンシャルを有する緑地のうち、法令等に基づき確保されているものの都市に占める割合 ※「法令等に基づき確保されている緑地等」とは、以下を指すものとする。 ・法令等に基づき緑地が保全されている区域 ・法令等に基づき緑化を促進する区域 ・都市公園等の施設緑地	法令等に基づき確保されている、都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等内の緑被地・水面等の総面積が、都市計画区域面積に占める割合を以下の計算式により算定する。 【計算式】 $I_2 = (\text{都市計画区域内において法令等に基づき確保されている、生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等内の緑被地・水面等の総面積}) \div \text{都市計画区域面積} \times 100$ 【留意事項】 ・法令等に基づき確保されている、都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の区域に重複がある場合は、重複を除いて算定を行う。 ・都市計画区域を設定していない場合は、行政区域を対象として算定する。	A (該当なし) B 50%以上 C 35%以上 50%未満 D 20%以上 35%未満 E 20%未満	今後、地方公共団体における試算結果をもとに設定 ※暫定措置として、算定を行った場合をBとする	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等が独自に行う緑被地・水面等の調査 都市計画基礎調査における法適用現況調査、地方公共団体等が独自に行う法令等の施行状況等に関する調査（地域制緑地、都市公園等の面積） 等
	指標3 暫定的方法 法令等に基づき確保されている、都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の総面積が、都市計画区域面積に占める割合を以下の計算式により算定する。 【計算式】 $I_3 = (\text{都市計画区域内において法令等に基づき確保されている、生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の総面積}) \div \text{都市計画区域面積} \times 100$ 【留意事項】 ・法令等に基づき確保されている、都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の区域に重複がある場合は、重複を除いて算定を行う。 ・都市計画区域を設定していない場合は、行政区域を対象として算定する。 ・算定に際しては、緑地等のうち人工的な被覆がなされた広場や運動場等、動植物の生息地又は生育地としてのポテンシャルが低いと考えられる部分を除くことが望ましい。	法令等に基づき確保されている、都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の総面積が、都市計画区域面積に占める割合を以下の計算式により算定する。 【計算式】 $I_3 = (\text{都市計画区域内において法令等に基づき確保されている、生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の総面積}) \div \text{都市計画区域面積} \times 100$ 【留意事項】 ・法令等に基づき確保されている、都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の区域に重複がある場合は、重複を除いて算定を行う。 ・都市計画区域を設定していない場合は、行政区域を対象として算定する。 ・算定に際しては、緑地等のうち人工的な被覆がなされた広場や運動場等、動植物の生息地又は生育地としてのポテンシャルが低いと考えられる部分を除くことが望ましい。	A (該当なし) B 35%以上 C 20%以上 35%未満 D 10%以上 20%未満 E 10%未満	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画基礎調査における法適用現況調査、地方公共団体等が独自に行う法令等の施行状況等に関する調査（地域制緑地、都市公園等の面積） 等			

※1 指標1・2・6・7（灰色の網掛け部分）は、既存の全国調査データや地方公共団体が他の目的で定期的に実施する調査結果を活用して算定することが可能な指標であり比較的簡便性の高い指標であることから、都市の生物多様性指標の算定に当たっては、これらの指標を優先して算定することが望ましい。
 ※2 暫定的方法とは、都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の簡易な把握の方法である。データの不足等によって通常の算定方法による算定が難しい場合は、暫定的方法を適用し、都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の状況の把握に着手することが望ましい。
 ※3 評価基準については、今後地方公共団体における試算結果をもとに精査を行う。

カテゴリー	名称	目的	定義	算定方法	評価基準	使用するデータ																																			
生態系・ハビタットの多様性	指標3 都市におけるエコロジカルネットワークの状況	都市におけるエコロジカルネットワークの形成の状況を示す。	都市における動植物の生息地又は生育地となるポテンシャルを有する緑地等によるエコロジカルネットワークの形成の状況	都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等により構成されるエコロジカルネットワークの形成の状況を以下の計算式により算定する。 【計算式】 $I_g = \frac{1}{A_{total}} (A_1^2 + A_2^2 + A_3^2 + \dots + A_n^2)$ n：都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の総数 A _{total} ：上記緑地等の総面積 A ₁ ～A _n ：上記緑地等のそれぞれの面積 【留意事項】 ・2以上の緑地等間の距離が100m未満の場合は、連続性のある緑地とみなし、1の緑地として考える。ただし、以下の地理的障害がある場合を除く。 ・道路（幅員15m以上又は5,000台/日の交通量がある道路） ・強度に改変された河川、大部分がコンクリート化された運河や市街化が進んだ地域等その他の人工的な障害 ・そのほか地理的障害とみなされる人工的な構造物 ・河川の連続性についても、下記の手法等を参考に把握することが望ましい。 ・アユ等の遡上可能性距離の比率（「全国エコロジカル・ネットワーク構想（案）」平成21年 全国エコロジカル・ネットワーク構想検討委員会）等 ・都市計画区域を対象として算定する。なお、都市計画区域を設定していない場合は、行政区域を対象として算定する。	今後、地方公共団体における試算結果をもとに設定 ※暫定措置として、算定を行った場合をBとする	地方公共団体等が独自に行う緑被地・水面等の調査、又は都市計画基礎調査における土地利用現況調査 等																																			
				暫定的方法 エコロジカルネットワークの形成の状況の評価指標となる動植物種を設定し、当該種の生息地又は生育地となるポテンシャルを有する連続性のある緑地等から構成されるエコロジカルネットワークの形成の状況を以下の計算式により算定する。 【計算式】 $I_g' = \frac{1}{A_{total}} (A_1^2 + A_2^2 + A_3^2 + \dots + A_n^2)$ n：都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の総数 A _{total} ：上記緑地等の総面積 A ₁ ～A _n ：上記緑地等のそれぞれの面積 【留意事項】 ・評価指標となる動植物種は、樹林地、草地等の陸域を主な生息・生育環境とする種、水辺を主な生息・生育環境とする種をそれぞれ設定することが望ましい。 ・評価指標の設定に当たっては、有識者の助言を踏まえるものとする。 ・連続性のある緑地等とみなす緑地等間の距離、地理的障害の条件は、評価指標となる動植物種に合わせて定義することが望ましい。 ・都市計画区域を対象として算定する。なお、都市計画区域を設定していない場合は、行政区域を対象として算定する。	今後、地方公共団体における試算結果をもとに設定 ※暫定措置として、算定を行った場合をCとする	地方公共団体等が独自に行う緑被地・水面等の調査、又は都市計画基礎調査における土地利用現況調査 等																																			
生態系・ハビタットの多様性	指標4 動植物種の状況 （都市に生息・生育する動植物種数の状況）	都市における種の多様性の状況を示す。	都市に生息・生育する動植物種数の経年変化	当該都市における主な生態系に着目して調査地点（モニタリングサイト）及びリファレンス種を設定し、その種数の任意の時点間における増減を算定する。 【留意事項】 ・リファレンス種は、基準となる過去のある時点に生息又は生育していたと考えられる種等とする。 ・リファレンス種の設定に当たっては、有識者の助言を踏まえるものとする。 ・種数から特定外来生物及び要注意外来生物を除いて算定を行う。 ・内訳として、絶滅危惧種の種数と増減を、国レベル、都道府県又は市町村レベルでそれぞれ把握することが望ましい。 ・行政区域を対象として算定する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">算定方法</th> <th colspan="3">指標1の評価結果</th> </tr> <tr> <th>DE</th> <th>BC</th> <th>A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暫定的方法</td> <td>E</td> <td>CD</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(20%未満)</td> <td>(20%以上50%未満)</td> <td>(50%以上)</td> </tr> <tr> <td>5地点以上で種数が増加</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>3～4地点で種数が増加</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>1～2地点で種数が増加</td> <td>D</td> <td>C</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>全地点で種数が現状維持</td> <td>E</td> <td>D</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>種数が減少している地点が存在</td> <td>E</td> <td>E</td> <td>E</td> </tr> </tbody> </table>	算定方法	指標1の評価結果			DE	BC	A	暫定的方法	E	CD	B		(20%未満)	(20%以上50%未満)	(50%以上)	5地点以上で種数が増加	B	A	A	3～4地点で種数が増加	C	B	A	1～2地点で種数が増加	D	C	B	全地点で種数が現状維持	E	D	C	種数が減少している地点が存在	E	E	E	地方公共団体等が独自に行う生物調査 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき選定された特定外来生物等一覧 ・要注意外来生物リスト（平成17年8月環境省） 等
				算定方法	指標1の評価結果																																				
DE	BC	A																																							
暫定的方法	E	CD	B																																						
	(20%未満)	(20%以上50%未満)	(50%以上)																																						
5地点以上で種数が増加	B	A	A																																						
3～4地点で種数が増加	C	B	A																																						
1～2地点で種数が増加	D	C	B																																						
全地点で種数が現状維持	E	D	C																																						
種数が減少している地点が存在	E	E	E																																						
暫定的方法 地方公共団体の行政区域内又は当該都市の生物多様性を確保する上で重要な生態系、動植物の生息地又は生育地において、生息又は生育が確認された絶滅危惧種数の任意の時点間における増減を算定する。 【留意事項】 ・都道府県又は市町村のレッドリストに基づく絶滅危惧種の種数が把握可能な場合は、あわせて把握することが望ましい。 ・行政区域を対象として算定する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">算定方法</th> <th colspan="3">指標1の評価結果</th> </tr> <tr> <th>DE</th> <th>BC</th> <th>A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暫定的方法</td> <td>E</td> <td>CD</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(20%未満)</td> <td>(20%以上50%未満)</td> <td>(50%以上)</td> </tr> <tr> <td>種数が2種以上増加</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>種数が1種増加</td> <td>D</td> <td>C</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>種数が現状維持</td> <td>E</td> <td>D</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>種数が減少</td> <td>E</td> <td>E</td> <td>E</td> </tr> </tbody> </table>	算定方法	指標1の評価結果			DE	BC	A	暫定的方法	E	CD	B		(20%未満)	(20%以上50%未満)	(50%以上)	種数が2種以上増加	C	B	B	種数が1種増加	D	C	B	種数が現状維持	E	D	C	種数が減少	E	E	E	環境省版レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト） ・地方公共団体等が独自に行う生物調査 等								
算定方法	指標1の評価結果																																								
	DE	BC	A																																						
暫定的方法	E	CD	B																																						
	(20%未満)	(20%以上50%未満)	(50%以上)																																						
種数が2種以上増加	C	B	B																																						
種数が1種増加	D	C	B																																						
種数が現状維持	E	D	C																																						
種数が減少	E	E	E																																						

※1 指標1・2・6・7（灰色の網掛け部分）は、既存の全国調査データや地方公共団体が他の目的で定期的実施する調査結果を活用して算定することが可能な指標であり比較的簡便性の高い指標であることから、都市の生物多様性指標の算定に当たっては、これらの指標を優先して算定することが望ましい。
※2 暫定的方法とは、都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の簡易な把握の方法である。データの不足等によって通常の算定方法による算定が難しい場合は、暫定的方法を適用し、都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の状況の把握に着手することが望ましい。
※3 評価基準については、今後地方公共団体における試算結果をもとに精査を行う。

カテゴリー	名称	目的	定義	算定方法	評価基準	使用するデータ
生態系サービス	指標5 生態系サービスの状況	都市の生物多様性が都市住民にもたらす生態系サービスの状況を示す。	都市の生物多様性の確保や、動植物の生息地又は生育地の保全・再生・創出によってもたらされる生態系サービスの状況	<p>下記の生態系サービスの全ての項目及び地域の特徴を生かして地方公共団体が設定した独自の項目の数値を算定した上で、各項目毎の任意の時点間における増減を算定する。</p> <p>①地球温暖化への対応（都市緑化等による温室効果ガス吸収量） ②緑地の冷涼化効果（緑地等による樹冠被覆面積） ③水量の調節（緑地等による透水効果） ④水の浄化と生態系への負荷（河川等の水質） ⑤文化的サービスの提供（指標2に基づく「継続性のある都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等」の1人当たり面積） ⑥緑地の利用（緑地等（*）への年間訪問動向） *生物多様性に関する教育、普及啓発の場となる公園、緑地、動植物園等 ⑦緑地の教育利用（学校主催の16歳未満の子どもの緑地等への年間訪問回数）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区画を対象として算定する。 ・各項目における算定値と基準となる値との比較にあたっては、直近の算定値を用いる。 <p>暫定的方法</p> <p>上記の生態系サービスについて2項目以上を算定した上で、各項目毎の任意の時点間における増減を算定する。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区画を対象として算定する。 ・各項目における算定値と基準となる値との比較にあたっては、直近の算定値を用いる。 	<p>A 6項目以上が基準となる値以上若しくは現状維持又は向上 B 4～5項目が基準となる値以上若しくは現状維持又は向上 C 2～3項目が基準となる値以上若しくは現状維持又は向上 D 1項目が基準となる値以上若しくは現状維持又は向上 E 全ての項目が基準となる値以上でなく、かつ向上した項目がない</p> <p>※基準となる値とは、一定水準以上の生態系サービスの供給量をいうものであり、今後、地方公共団体における試算をもとに設定する。</p>	<p>①地方公共団体等が独自に行う街路樹・公園内の高木本数の調査、地方公共団体等が独自に行う緑被地・水面等の調査又は都市計画基礎調査における土地利用現況調査</p> <p>②地方公共団体等が独自に行う緑被地・水面等の調査又は都市計画基礎調査における土地利用現況調査</p> <p>③地方公共団体等が独自に行う緑被地・水面等の調査又は都市計画基礎調査における土地利用現況調査</p> <p>④公共用水域水質測定結果</p> <p>⑤「指標2」で使用した都市計画基礎調査における法適用現況調査、地方公共団体が独自に行う法令等の施行状況等に関する調査（地域制緑地、都市公園等の面積）、都市計画区域人口</p> <p>⑥地方公共団体等が独自に行う住民の公園利用回数に関する調査又は主要な公園緑地における利用者数調査</p> <p>⑦地方公共団体等が独自に行う教育委員会又は小中学校等への調査</p> <p>等</p>
都市の取組	指標6 行政の生物多様性取組状況 （都市の行政計画（※）における生物多様性の確保への配慮の状況） ※緑の基本計画、生物多様性地域戦略、環境基本計画等の地方公共団体が策定する計画	都市の生物多様性の確保に向けた取組を推進するための計画の策定及び実施の状況等を示す。	地方公共団体が策定する緑地保全、緑化推進、生物多様性の確保、自然環境保全等に関する計画における、都市の生物多様性の確保への配慮の状況、その確保に向けた施策の実施状況及び点検・評価の状況	<p>下記の取組の実施数を算定する。</p> <p><現況調査及び分析・評価></p> <p><input type="checkbox"/> ① 緑被地、動植物の分布状況や生息・生育状況等に関する地方公共団体独自の調査を実施している</p> <p><input type="checkbox"/> ② 生態系の保全や動植物種等の保護のための法令の規制等の状況やエコロジカルネットワークの形成を図っていく上で関連する計画・事業等を調査している</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 動植物の生息地又は生育地となる緑被地・水面等を、地形、水系、植生等の特性、生息・生育する動植物の特性、法令の規制等による緑地の担保性等からエコロジカルネットワークの構成要素として評価している</p> <p><目標、緑地の配置方針、施策の立案></p> <p><input type="checkbox"/> ④ 生物多様性の確保に関する目標を設定している</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 生物多様性の確保のためのエコロジカルネットワークの形成方針、緑地の配置方針を設定している</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ エコロジカルネットワークを形成する緑被地・水面等の保全・再生・創出に関する施策（*1）を1つ以上設定している</p> <p> *1 地方公共団体が設置した生物多様性センター、植物園、動物園、水族館、博物館等の機関による取組も含む</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ エコロジカルネットワークを形成する緑被地・水面等の管理・活用に関する施策（*1）を1つ以上設定している</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ 都市の生物多様性の確保に関する上記以外の施策（*2）を1つ以上設定している</p> <p> *2 生態系等に被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある外来生物の防除や、在来種の保全等</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨ 都市の生物多様性に関する他の計画との整合が図られている</p> <p><計画の実施・点検・評価></p> <p><input type="checkbox"/> ⑩ 施策の実施に必要な予算を確保し、施策を実施している</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪ 施策実施状況を把握している</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫ 施策効果を把握し、その点検・評価を行っている</p> <p><input type="checkbox"/> ⑬ 施策の実施・点検・評価に際し、地方公共団体内の部局間の連携を図るしくみがある</p> <p><input type="checkbox"/> ⑭ 施策の点検・評価結果を計画・施策に反映している</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区画内を対象として算定する。 	<p>A 10項目以上実施 B 7～9項目実施 C 4～6項目実施 D 1～3項目実施 E 実施なし</p>	<p>・緑の基本計画、生物多様性地域戦略、環境基本計画等の地方公共団体が策定する計画</p> <p>・地方公共団体等が独自に行う施策の実施・点検・評価に関する調査</p> <p>等</p>

※1 指標1・2・6・7（灰色の網掛け部分）は、既存の全国調査データや地方公共団体が他の目的で定期的に実施する調査結果を活用して算定することが可能な指標であり比較的簡便性の高い指標であることから、都市の生物多様性指標の算定に当たっては、これらの指標を優先して算定することが望ましい。

※2 暫定的方法とは、都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の簡易な把握の方法である。データの不足等によって通常の算定方法による算定が難しい場合は、暫定的方法を適用し、都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の状況の把握に着手することが望ましい。

※3 評価基準については、今後地方公共団体における試算結果をもとに精査を行う。

カテゴリー	名称	目的	定義	算定方法	評価基準	使用するデータ
都市の取組	指標7 行政計画への住民等の参加状況 (生物多様性の確保に関する都市の行政計画における住民・企業等の参加の状況)	都市の生物多様性の確保に向けた取組への住民・企業等の参加の状況を示す。	都市の生物多様性の確保への配慮を位置づけた計画の策定、公表、実施、点検、評価の各段階における住民・企業等の参加の状況	下記の取組の実施数を算定する。 <計画の策定・公表> <input type="checkbox"/> ① 住民等の意見を計画に反映する取組(*1)を実施している *1 公聴会、説明会、アンケート、パブリックコメント等の意見募集、学識経験者・地域住民等を含む委員会の設置等 <input type="checkbox"/> ② 住民等への計画の公表等、広報・普及啓発活動を実施している <計画の実施・点検・評価> <input type="checkbox"/> ③ NPO、住民、企業等の事業者、教育・研究機関及び専門家等の多様な主体と連携し、計画に基づき動植物の生息又は生育地となる緑地等の保全・再生・創出及び管理を行っている <input type="checkbox"/> ④ NPO、住民、企業等の事業者、教育・研究機関及び専門家等の多様な主体と連携し、計画に基づき生態系等に被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある外来生物の防除や、在来種の保全等に関する取組を行っている <input type="checkbox"/> ⑤ 計画に基づき、生物多様性に配慮した緑化方法等の住民等への周知等生物多様性に関する普及啓発の施策を実施している <input type="checkbox"/> ⑥ 計画に基づき、生物多様性に関する環境教育の施策を実施している <input type="checkbox"/> ⑦ NPO、住民、企業等の事業者、教育・研究機関及び専門家等の多様な主体と連携し、継続的に施策の実施状況を把握し、施策効果の点検・評価(*2)を行っている *2 動植物調査等の種のモニタリングも含まれる <input type="checkbox"/> ⑧ 住民等との協働による施策の点検・評価結果を計画・施策に反映している 【留意事項】 ・「指標6 行政の生物多様性取組状況(都市の行政計画における生物多様性の確保への配慮の状況)」の算定において、計画に生物多様性への配慮が盛り込まれている場合に算定を行うものとする。 ・行政区域を対象として算定する。	A 7項目以上実施 B 5～6項目実施 C 3～4項目実施 D 1～2項目実施 E 実施なし	・緑の基本計画、生物多様性地域戦略、環境基本計画等の地方公共団体が策定する計画 ・地方公共団体等が独自に行う施策の実施・点検・評価に関する調査 等

※1 指標1・2・6・7(灰色の網掛け部分)は、既存の全国調査データや地方公共団体が他の目的で定期的実施する調査結果を活用して算定することが可能な指標であり比較的簡便性の高い指標であることから、都市の生物多様性指標の算定に当たっては、これらの指標を優先して算定することが望ましい。

※2 暫定的方法とは、都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の簡易な把握の方法である。データの不足等によって通常の算定方法による算定が難しい場合は、暫定的方法を適用し、都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の状況の把握に着手することが望ましい。

※3 評価基準については、今後地方公共団体における試算結果をもとに精査を行う。